

30宇農委第145号
平成30年9月5日

宇治市長 山本 正 様

宇治市農業委員会
会長 吉田 利 一

生産緑地地区の追加指定及び生産緑地地区の
区域の規模に関する条件の引き下げについて
(宇治市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書)

平素は、農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行による生産緑地法(昭和49年法律第68号)の改正に伴い、市が、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、政令で定める基準に従い、条例で別に定めることができることとなりました。

また、生産緑地のいわゆる「道連れ解除」を防ぐため、都市計画運用指針においては、「一団のものの区域」の取扱いが見直されるなど、生産緑地地区の指定に係る要件等が緩和されています。

これを受けて、当委員会においても条件の引き下げの是非について検討・協議を重ねてまいりました。より多くの農地を保全するためには、生産緑地制度の活用を農業者に対して促していくことが有効な方策の一つであると考え、農業者の選択肢を広げ、小規模な農地も貴重な農地として残していけるよう、条件を引き下げることが望ましいとの結論に至りました。

つきましては、本市において、「一団のものの区域」の見直しによる要件緩和を受けて生産緑地地区の追加指定を積極的にお認めいただくとともに、生産緑地地区として定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を下限面積300㎡と条例で定めていただきたく、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第38条に基づき意見書を提出いたしますので、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。